

市第13号議案

横浜市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する
条例の一部改正

横浜市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の
一部を改正する条例を次のように定める。

平成22年6月11日提出

横浜市長 林 文子

横浜市条例（番号）

横浜市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する
条例の一部を改正する条例

横浜市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例（
平成3年12月横浜市条例第57号）の一部を次のように改正する。

目次中

「第3章 都市緑地法に基づく建築物の緑化率に関する制限（第
16条 第20条）」

を

「第3章 都市緑地法に基づく緑地の保全のための制限（第16条
第18条）」

第4章 都市緑地法に基づく建築物の緑化率に関する制限（第
19条 第23条）」

に、「第4章」を「第5章」に、「（第21条 第28条）」を「（第
24条 第31条）」に、「第5章」を「第6章」に、「（第29条・第
30条）」を「（第32条・第33条）」に、「第6章」を「第7章」に
、「（第31条 第33条）」を「（第34条 第36条）」に改める。

第1条中「第39条第1項及び」を「第20条第1項及び第39条第1

項並びに」に改め、「制限」の次に「並びに緑地の保全のための制限」を加える。

第33条を第36条とする。

第32条第4号中「第26条」を「第29条」に改め、同号を同条第6号とし、同条第3号中「第20条第1項又は第28条第1項」を「第18条第2項の規定による立入検査若しくは立入調査又は第23条第1項若しくは第31条第1項」に改め、同号を同条第5号とし、同条第2号中「第20条第1項又は第28条第1項」を「第18条第1項、第23条第1項又は第31条第1項」に改め、同号を同条第4号とし、同条第1号中「第19条第1項」を「第17条第1項又は第22条第1項」に改め、同号を同条第3号とし、同条に第1号及び第2号として次の2号を加え、同条を第35条とする。

- (1) 第16条第1項の規定に違反した者
- (2) 第16条第3項の規定により許可に付された条件に違反した者

第31条第1項第5号中「第22条第1項」を「第25条第1項」に改め、同項第6号中「第22条第5項」を「第25条第5項」に改め、同項第7号中「第23条第1項」を「第26条第1項」に改め、同条を第34条とする。

第6章を第7章とする。

第5章中第30条を第33条とする。

第29条第1項第2号中「第27条第1項第11号」を「第30条第1項第11号」に改め、同条第2項第1号中「第16条第4項第2号」を「第19条第4項第2号」に改め、同項第2号中「第27条第1項第10号」を「第30条第1項第10号」に改め、同条を第32条とする。

第5章を第6章とする。

第 4 章中第28条を第31条とする。

第27条第 1 項各号列記以外の部分中「第21条」を「第24条」に、「第23条、第24条及び第25条第 6 項」を「第26条、第27条及び第28条第 6 項」に改め、同項第 7 号中「別表第12(あ)欄」を「別表第13(あ)欄」に改め、同項第 8 号中「第21条」を「第24条」に、「第22条第 2 項又は第25条第 3 項」を「第25条第 2 項又は第28条第 3 項」に改め、同条第 2 項及び第 3 項第 2 号から第 5 号までの規定中「第21条」を「第24条」に改め、同条を第30条とする。

第26条中「別表第12(あ)欄」を「別表第13(あ)欄」に、「第22条第 2 項」を「第25条第 2 項」に改め、同条を第29条とする。

第25条第 2 項中「別表第12(あ)欄」を「別表第13(あ)欄」に改め、同条第 3 項中「第21条」を「第24条」に改め、同条第 6 項中「第21条」を「第24条」に、「第27条第 4 項」を「第30条第 4 項」に、「第23条第 1 項」を「第26条第 1 項」に改め、同条を第28条とする。

第24条を第27条とする。

第23条第 1 項中「第21条」を「第24条」に、「第27条第 4 項」を「第30条第 4 項」に改め、同条を第26条とする。

第22条第 1 項中「別表第12(あ)欄」を「別表第13(あ)欄」に改め、同条第 5 項中「第31条第 1 項第 6 号」を「第34条第 1 項第 6 号」に改め、同条を第25条とする。

第21条第 1 項中「別表第12(あ)欄」を「別表第13(あ)欄」に改め、同条を第24条とする。

第 4 章を第 5 章とする。

第 3 章中第20条を第23条とする。

第19条第 1 項中「第16条」を「第19条」に改め、同条第 2 項中「

(港湾法 (昭和25年法律第 218 号) に規定する港務局を含む。以下この項において同じ。) 」を削り、「第16条」を「第19条」に改め、同条を第22条とする。

第18条中「第16条」を「第19条」に改め、同条を第21条とする。

第17条を第20条とする。

第16条第 1 項及び第 4 項第 1 号中「別表第11(あ)欄」を「別表第12(あ)欄」に改め、同条を第19条とする。

第 3 章を第 4 章とし、第 2 章の次に次の 1 章を加える。

第 3 章 都市緑地法に基づく緑地の保全のための制限

(行為の制限)

第16条 別表第11(あ)欄に掲げる区域のうち同表(イ)欄に掲げる区域 (以下「別表第11(イ)欄に掲げる区域」という。) 内においては、次に掲げる行為は、市長の許可を受けなければ、してはならない。ただし、公益性が特に高いと認められる事業の実施に係る行為のうち別表第11(イ)欄に掲げる区域内の樹林地、草地等 (緑地であるものに限る。以下同じ。) の保全上著しい支障を及ぼすおそれがないと認められるもので規則で定めるもの、この項の規定の施行若しくは適用の際既に着手していた行為又は非常災害のため必要な応急措置として行う行為については、この限りでない。

- (1) 建築物その他の工作物の新築、改築又は増築
- (2) 宅地の造成、土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更
- (3) 木竹の伐採
- (4) 水面の埋立て又は干拓
- (5) 前各号に掲げるもののほか、当該樹林地、草地等の保全に影響

響を及ぼすおそれのある行為で規則で定めるもの

- 2 市長は、前項本文の許可の申請があった場合において、その申請に係る行為が当該樹林地、草地等の保全上支障があると認めるときは、同項本文の許可をしてはならない。
- 3 市長は、第 1 項本文の許可の申請があった場合において、当該樹林地、草地等の保全のため必要があると認めるときは、許可に期限その他必要な条件を付することができる。
- 4 別表第11(Ⅱ)欄に掲げる区域内において第 1 項ただし書の規則で定める行為に該当する行為で同項各号に掲げるものをしようとする者は、あらかじめ、市長にその旨を通知しなければならない。
- 5 第 1 項の規定の施行又は適用の際別表第11(Ⅱ)欄に掲げる区域内において既に同項各号に掲げる行為に着手している者は、同項の規定の施行又は適用の日から起算して30日以内に、市長にその旨を届け出なければならない。
- 6 別表第11(Ⅱ)欄に掲げる区域内において非常災害のため必要な応急措置として第 1 項各号に掲げる行為をした者は、その行為をした日から起算して14日以内に、市長にその旨を届け出なければならない。
- 7 市長は、第 4 項の規定による通知又は第 5 項若しくは前項の規定による届出があった場合において、当該樹林地、草地等の保全のため必要があると認めるときは、通知又は届出をした者に対して、必要な助言又は勧告をすることができる。
- 8 国の機関又は地方公共団体（港湾法（昭和25年法律第 218 号）に規定する港務局を含む。以下この項及び第22条第 2 項において同じ。）が行う行為については、第 1 項本文の許可を受けること

を要しない。この場合において、当該国の機関又は地方公共団体は、その行為をしようとするときは、あらかじめ、市長に協議しなければならない。

9 次に掲げる行為については、第 1 項から第 7 項まで及び前項後段の規定は、適用しない。

- (1) 首都圏近郊緑地保全法（昭和41年法律第 101 号）第 4 条第 1 項の規定による近郊緑地保全計画に基づいて行う行為
- (2) 市民緑地契約において定められた当該市民緑地内の緑地の保全に関連して必要とされる施設の整備に関する事項に従って行う行為
- (3) 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で規則で定めるものの
（原状回復命令等）

第17条 市長は、前条第 1 項の規定に違反した者又は同条第 3 項の規定により許可に付された条件に違反した者がある場合においては、その者又はその者から当該土地、建築物その他の工作物若しくは物件についての権利を承継した者に対して、相当の期限を定めて、当該樹林地、草地等の保全に対する障害を排除するため必要な限度において、その原状回復を命じ、又は原状回復が著しく困難である場合に、これに代わるべき必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。

2 前項の規定により原状回復又はこれに代わるべき必要な措置（以下「原状回復等」という。）を命ぜられた者がこれを履行しない場合には、行政代執行法（昭和23年法律第43号）の規定により、市長は、自ら当該原状回復等を命ぜられた者のなすべき行為を

なし、又は第三者をしてこれをなさしめ、その費用について当該原状回復等を命ぜられた者から徴収することができる。

(報告及び立入検査等)

第18条 市長は、別表第11(Ⅱ)欄に掲げる区域内的の樹林地、草地等の保全のため必要があると認めるときは、その必要な限度において、第16条第1項本文の許可を受けた者又はその者から当該土地、建築物その他の工作物若しくは物件についての権利を承継した者に対して、同項各号に掲げる行為の実施状況その他必要な事項について報告を求めることができる。

- 2 市長は、前2条の規定の施行に必要な限度において、当該職員をして、別表第11(Ⅱ)欄に掲げる区域内的の土地若しくは建物内に立ち入らせ、又は第16条第1項各号に掲げる行為の実施状況を検査させ、若しくはこれらの行為が当該樹林地、草地等の保全に及ぼす影響を調査させることができる。
- 3 前項に規定する職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
- 4 第2項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

別表第1に次のように加える。

青葉鴨志田地区地区整備 計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された横浜国際 港都建設計画青葉鴨志田地区地区計画において地区整備計画 が定められている区域
---------------------	--

別表第2元町仲通り街並み誘導地区地区整備計画区域の項中「横浜市道山下町第395号線及び第397号線」を「市道山下町第135号線及び第139号線」に改め、同表たまプラーザ駅周辺地区地区整備

計画区域の項中「市道元石川第39号線又は第 226 号線」を「市道新石川第82号線又は第84号線」に、「市道元石川第 226 号線」を「市道新石川第82号線」に改め、同表に次のように加える。

青葉鴨志田地区地区整備計画区域	A 地区 B 地区 C 地区	<ol style="list-style-type: none"> 1 住宅 2 共同住宅、寄宿舍又は下宿 3 神社、寺院、教会その他これらに類するもの 4 老人ホーム、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの 5 公衆浴場 6 店舗で床面積の合計が500平方メートルを超えるもの 7 老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの 8 ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する令第130条の6の2に規定する運動施設 9 自動車教習所 10 マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの 11 カラオケボックスその他これに類するもの 12 自動車車庫（建築物に附属するものを除く。） 13 倉庫業を営む倉庫 14 自動車修理工場 15 法別表第 2 (㉔)項第 1 号に掲げる工場
	D 地区	<p>次に掲げる建築物以外のもの</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する令第130条の4に規定する公益上必要なもの 2 前号の建築物に附属するもの

別表第 3 に次のように加える。

青葉鴨志田地区地区整備計画区域	A 地区 B 地区 C 地区	10分の13
	D 地区	10分の5

別表第 5 に次のように加える。

青葉鴨志田地区地区整備計画区域	A 地区	10分の5
	B 地区	
	C 地区	
	D 地区	10分の3

別表第 6 元町仲通り街並み誘導地区地区整備計画区域の項中「横浜市道山下町第 396 号線及び第 398 号線」を「市道山下町第 141 号線及び第 203 号線」に改める。

別表第 7 泉西田第二地区地区整備計画区域の項中「市道岡津第 41 号線」を「市道岡津第 242 号線」に改め、同表たまプラーザ駅周辺地区地区整備計画区域の項中「市道元石川第 249 号線、第 250 号線、第 256 号線又は第 322 号線」を「市道新石川第 35 号線、第 126 号線、第 134 号線又は第 135 号線」に改め、同表に次のように加える。

青葉鴨志田地区地区整備計画区域	C 地区	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から前面道路の境界線までの距離は、10メートル以上とする。	
-----------------	------	--	--

別表第 8 ヨコハマポートサイド地区地区整備計画区域の項中

「

B 1 (1)	120 メートル
B 1 (2)	

」

を

「

B 1 (1)	55 メートル
B 1 (2)	120 メートル

」

に改め、同表新山下第一地区地

区整備計画区域の項中「市道新山下第 2 号線、市道新山下第 3 号線、市道新山下第 4 号線及び市道新山下第 5 号線」を「市道山下町第 96 号線及び第 160 号線並びに市道新山下第 8 号線及び第 18 号線」に

改め、同表山下公園通り地区地区整備計画区域の項中「市道山下町第 219 号線」を「市道山下町第 132 号線」に改め、同表に次のように加える。

青葉鴨志田地区地区整備計画区域	A 地区	31メートル	
	B 地区	20メートル	
	C 地区	10メートル	
	D 地区		

別表第12中「（第21条・第27条）」を「（第24条・第30条）」に、「第21条に」を「第24条に」に改め、同表に次のように加え、同表を別表第13とする。

青葉鴨志田地区地区整備計画区域	A 地区		
	B 地区		
	C 地区		
	D 地区		

別表第11中「（第16条）」を「（第19条）」に改め、同表に次のように加え、同表を別表第12とする。

青葉鴨志田地区地区整備計画区域	A 地区	100分の15	
	B 地区		
	C 地区		

別表第10の次に次の 1 表を加える。

別表第11 緑地の保全（第16条）

(あ)	(い)
区 域	緑地の保全のための制限が適用される区域
青葉鴨志田地区地区整備計画区域	計画図に示す樹林地、草地等の区域

（備考）

この表において「計画図」とは、都市計画法第14条第1項に規定する計画図をいう。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、別表第1から別表第3まで及び別表第5から別表第8までの改正規定、別表第11の改正規定(「(第16条)」を「(第19条)」に改める部分及び同表を別表第12とする部分を除く。)並びに別表第12の改正規定(「(第21条・第27条)」を「(第24条・第30条)」に、「第21条に」を「第24条に」に改める部分及び同表を別表第13とする部分を除く。)は、公布の日から施行する。

(緑の環境をつくり育てる条例の一部改正)

- 2 緑の環境をつくり育てる条例(昭和48年6月横浜市条例第47号)の一部を次のように改正する。

第9条第3項第1号中「別表第11(あ)欄」を「別表第12(あ)欄」に改める。

(横浜市緑化地域に関する条例の一部改正)

- 3 横浜市緑化地域に関する条例(平成20年9月横浜市条例第39号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項ただし書中「第16条第4項第2号」を「第19条第4項第2号」に、「第16条第4項第3号」を「第19条第4項第3号」に、「第16条第4項第4号」を「第19条第4項第4号」に改める。

(横浜市開発事業の調整等に関する条例の一部改正)

- 4 横浜市開発事業の調整等に関する条例(平成16年3月横浜市条

例第 3 号)の一部を次のように改正する。

第18条第 2 項第 4 号ただし書中「別表第11(あ)欄」を「別表第12(あ)欄」に、「第 2 条第 2 項ア」を「第 2 条第 2 号ア」に改める。

(横浜市都市美対策審議会条例の一部改正)

5 横浜市都市美対策審議会条例(昭和40年 7 月横浜市条例第35号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 5 号中「第22条第 3 項、第25条第 4 項及び第27条第 5 項」を「第25条第 3 項、第28条第 4 項及び第30条第 5 項」に改める。

提 案 理 由

青葉鴨志田地区地区整備計画区域内における建築物の構造、用途、緑化及び形態意匠並びに工作物の形態意匠に関する制限並びに緑地の保全のための制限を定め、並びにヨコハマポートサイド地区地区整備計画区域内における建築物の構造に関する制限を変更する等のため、横浜市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正したいので提案する。

参 考

横浜市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例（抜粋）

（上段 改正案）
（下段 現 行）
（太線部分が改正案）

目次

	（第1章及び第2章省略）
第3章	<u>都市緑地法に基づく緑地の保全のための制限（第16条</u> <u>都市緑地法に基づく建築物の緑化率に関する制限（第16</u> <u>第18条）</u> 条 第20条）
第4章	<u>都市緑地法に基づく建築物の緑化率に関する制限（第19</u> <u>条 第23条）</u>
第5章 第4章	景観法に基づく建築物等の形態意匠に関する制限（ <u>第24</u> <u>第21</u> 条 第31条） 条 第28条）
第6章 第5章	雑則（ <u>第32条・第33条</u> ） （第29条・第30条）
第7章 第6章	罰則（ <u>第34条 第36条</u> ） （第31条 第33条）
	（附則省略）

（目的）

第1条 この条例は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第68条の2第1項、都市緑地法（昭和48年法律第72号）第20条第1項及び第39条第1項並びに景観法（平成16年法律第110号）第76条第1項の規定に基づき、都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定により告示された地区計画（建築基準法等の一部を改正する法律（平成14年法律第85号。以下この条において「改正法」という。）附則第3条第1項の規定により、改正法第2条の規定による改正後の都市計画法の規定に

より定められた地区計画とみなされる同条の規定による改正前の都市計画法の規定により定められている住宅地高度利用地区計画（以下「旧住宅地高度利用地区計画」という。）及び改正法第3条の規定による改正前の都市再開発法（昭和44年法律第38号）の規定により定められている再開発地区計画（以下「旧再開発地区計画」という。）を含む。以下同じ。）の区域のうち地区整備計画（旧住宅地高度利用地区計画において定められている住宅地高度利用地区整備計画及び旧再開発地区計画において定められている再開発地区整備計画を含む。以下同じ。）が定められている区域内における建築物の敷地、構造、用途、緑化及び形態意匠並びに工作物の形態意匠に関する制限並びに緑地の保全のための制限について必要な事項を定めることにより、適正な都市機能及び健全かつ良好な都市環境を確保すること並びに良好な景観の形成を図ることを目的とする。

第3章 都市緑地法に基づく緑地の保全のための制限

（行為の制限）

第16条 別表第11(あ)欄に掲げる区域のうち同表(イ)欄に掲げる区域（以下「別表第11(イ)欄に掲げる区域」という。）内においては、次に掲げる行為は、市長の許可を受けなければ、してはならない。ただし、公益性が特に高いと認められる事業の実施に係る行為のうち別表第11(イ)欄に掲げる区域内の樹林地、草地等（緑地であるものに限る。以下同じ。）の保全上著しい支障を及ぼすおそれがないと認められるもので規則で定めるもの、この項の規定の施行若しくは適用の際既に着手していた行為又は非常災害のため必要な応急措置として行う行為については、この限りでない。

- (1) 建築物その他の工作物の新築、改築又は増築
 - (2) 宅地の造成、土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更
 - (3) 木竹の伐採
 - (4) 水面の埋立て又は干拓
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、当該樹林地、草地等の保全に影響を及ぼすおそれのある行為で規則で定めるもの
2. 市長は、前項本文の許可の申請があった場合において、その申請に係る行為が当該樹林地、草地等の保全上支障があると認めるときは、同項本文の許可をしてはならない。
 3. 市長は、第1項本文の許可の申請があった場合において、当該樹林地、草地等の保全のため必要があると認めるときは、許可に期限その他必要な条件を付することができる。
 4. 別表第11(イ)欄に掲げる区域内において第1項ただし書の規則で定める行為に該当する行為で同項各号に掲げるものをしようとする者は、あらかじめ、市長にその旨を通知しなければならない。
 5. 第1項の規定の施行又は適用の際別表第11(イ)欄に掲げる区域内において既に同項各号に掲げる行為に着手している者は、同項の規定の施行又は適用の日から起算して30日以内に、市長にその旨を届け出なければならない。
 6. 別表第11(イ)欄に掲げる区域内において非常災害のため必要な応急措置として第1項各号に掲げる行為をした者は、その行為をした日から起算して14日以内に、市長にその旨を届け出なければならない。
 7. 市長は、第4項の規定による通知又は第5項若しくは前項の規

定による届出があった場合において、当該樹林地、草地等の保全のため必要があると認めるときは、通知又は届出をした者に対して、必要な助言又は勧告をすることができる。

8 国の機関又は地方公共団体（港湾法（昭和25年法律第218号）に規定する港務局を含む。以下この項及び第22条第2項において同じ。）が行う行為については、第1項本文の許可を受けることを要しない。この場合において、当該国の機関又は地方公共団体は、その行為をしようとするときは、あらかじめ、市長に協議しなければならない。

9 次に掲げる行為については、第1項から第7項まで及び前項後段の規定は、適用しない。

(1) 首都圏近郊緑地保全法（昭和41年法律第101号）第4条第1項の規定による近郊緑地保全計画に基づいて行う行為

(2) 市民緑地契約において定められた当該市民緑地内の緑地の保全に関連して必要とされる施設の整備に関する事項に従って行う行為

(3) 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で規則で定めるもの

（原状回復命令等）

第17条 市長は、前条第1項の規定に違反した者又は同条第3項の規定により許可に付された条件に違反した者がある場合においては、その者又はその者から当該土地、建築物その他の工作物若しくは物件についての権利を承継した者に対して、相当の期限を定めて、当該樹林地、草地等の保全に対する障害を排除するため必要な限度において、その原状回復を命じ、又は原状回復が著しく

困難である場合に、これに代わるべき必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。

- 2 前項の規定により原状回復又はこれに代わるべき必要な措置（以下「原状回復等」という。）を命ぜられた者がこれを履行しない場合には、行政代執行法（昭和23年法律第43号）の規定により、市長は、自ら当該原状回復等を命ぜられた者のなすべき行為をなし、又は第三者をしてこれをなさしめ、その費用について当該原状回復等を命ぜられた者から徴収することができる。
（報告及び立入検査等）

第18条 市長は、別表第11(イ)欄に掲げる区域内の樹林地、草地等の保全のため必要があると認めるときは、その必要な限度において、第16条第1項本文の許可を受けた者又はその者から当該土地、建築物その他の工作物若しくは物件についての権利を承継した者に対して、同項各号に掲げる行為の実施状況その他必要な事項について報告を求めることができる。

- 2 市長は、前2条の規定の施行に必要な限度において、当該職員をして、別表第11(イ)欄に掲げる区域内の土地若しくは建物内に立ち入らせ、又は第16条第1項各号に掲げる行為の実施状況を検査させ、若しくはこれらの行為が当該樹林地、草地等の保全に及ぼす影響を調査させることができる。

- 3 前項に規定する職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

- 4 第2項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第4章 都市緑地法に基づく建築物の緑化率に関する制限
第3章

(建築物の緑化率の最低限度)

第19条 別表第12(あ)欄
第16条 別表第11(あ)欄に掲げる区域(当該区域に係る地区整備計画において、当該区域を2以上の地区に区分している場合にあっては、同表(い)欄に掲げる地区。以下同じ。)内においては、建築物の新築又は増築(この条例において当該区域又は地区に係る緑化率の限度が定められた際既に着手していた新築及び増築並びに増築後の建築物の床面積の合計がこの条例において当該区域又は地区に係る緑化率の限度が定められた日における当該建築物の床面積の合計の1.2倍を超えない範囲内の増築を除く。以下この章において同じ。)をしようとする者は、当該建築物の緑化率をそれぞれ同表(う)欄に掲げる数値以上としなければならない。当該新築又は増築をした建築物の維持保全をする者についても、同様とする。

(第2項及び第3項省略)

4 前3項の規定は、次のいずれかに該当する建築物については、適用しない。

- (1) 別表第12(あ)欄
別表第11(あ)欄に掲げる区域内の建築物で、敷地面積がそれぞれ同表(え)欄に掲げる数値未満のもの

(第2号から第4号まで及び第5項省略)

(一の敷地とみなすことによる制限の特例)

第20条
第17条 (本文省略)

(緑化施設の管理)

第21条
第18条 建築物の維持保全をする者は、その責務において、第19条
第16条の規定により設けられた緑化施設が良好に維持されるよう、適切に管理しなければならない。

(違反建築物に対する措置)

第22条 市長は、第19条 (第5項を除く。)の規定又は同項の規定
第19条 により許可に付された条件に違反している事実があると認めるときは、当該建築物の新築若しくは増築又は維持保全をする者に対して、相当の期限を定めて、その違反を是正するために必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。

2 国又は地方公共団体 (港湾法(昭和25年法律第218号)に規定する港務局を含む。以下この項において同じ。)の建築物については、前項の規定は、適用しない。この場合において、市長は、国又は地方公共団体の建築物が 第19条 (第5項を除く。) 第16条 の規定又は同条第5項の規定により許可に付された条件に違反している事実があると認めるときは、その旨を当該建築物を管理する機関の長に通知し、前項に規定する措置をとるべき旨を要請しなければならない。

(報告及び立入検査)

第23条 (本文省略)
第20条

第5章 景観法に基づく建築物等の形態意匠に関する制限
第4章

(建築物等の形態意匠の制限)

第24条 別表第13(あ)欄に掲げる区域(当該区域に係る地区整備計画
第21条 別表第12(あ)欄において、当該区域を2以上の地区に区分している場合)においては、同表(い)欄に掲げる地区。以下同じ。)内の建築物又は工作物(以下この章において「建築物等」という。)の形態意匠は、それぞれ同表(う)欄に掲げる制限以外の当該区域又は地区に係る地区計画において定められた建築物等の形態意匠の制限に適合するものでなければならない。

(第2項省略)

(計画の認定)

第25条 別表第13(あ)欄に掲げる区域内において建築物の新築、増築
第22条 別表第12(あ)欄、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替若しくは色彩の変更(以下この章において「建築等」という。)又は工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替若しくは色彩の変更(以下この章において「建設等」という。)をしようとする者は、あらかじめ、その計画が、前条の規定に適合するものであることについて、申請書を提出して市長の認定を受けなければならない。当該認定を受けた建築物の計画を変更して建築等又は工作物の計画を変更して建設等をしようとする場合も、同様とする。

(第2項から第4項まで省略)

- 5 第2項の認定証の交付を受けた後でなければ、同項の建築物の建築等及び工作物の建設等の工事(根切り工事その他の規則で定める工事を除く。第34条第1項第6号第31条第1項第6号において同じ。)は、することができない。

(違反建築物等に対する措置)

第26条 第23条 市長は、第24条第21条の規定又は第30条第4項第27条第4項の規定により許可に付された条件に違反した建築物等があるときは、当該建築物の建築等若しくは工作物の建設等をする者(以下この章において「工事主」という。)、当該建築物の建築等若しくは工作物の建設等の工事の請負人(請負工事の下請人を含む。以下この章において同じ。)若しくは現場管理者又は当該建築物等の所有者、管理者若しくは占有者に対し、当該建築物等に係る工事の施工の停止

を命じ、又は相当の期限を定めて当該建築物等の改築、修繕、模様替、色彩の変更その他当該規定の違反を是正するために必要な措置をとることを命ずることができる。

(第2項及び第3項省略)

(違反建築物等の設計者等に対する措置)

~~第27条~~
~~第24条~~ (本文省略)

(国又は地方公共団体の建築物等に対する認定等に関する手続の特例)

~~第28条~~
~~第25条~~ (第1項省略)

- 2 ~~別表第13(あ)欄~~
~~別表第12(あ)欄~~に掲げる区域内の建築物の建築等又は工作物の建設等をしようとする者が国の機関又は地方公共団体(以下この章において「国の機関等」という。)である場合においては、当該国の機関等は、当該工事に着手する前に、その計画を市長に通知しなければならない。次項の規定による認定を受けた建築物の計画を変更して建築等又は工作物の計画を変更して建設等をしようとする場合も、同様とする。
- 3 市長は、前項の通知を受けた場合においては、当該通知を受けた日から30日以内に、当該通知に係る建築物等の計画が~~第24条~~
~~第21条~~の規定に適合するかどうかを審査し、審査の結果に基づいて、当該規定に適合するものと認めるときにあっては当該通知をした国の機関等に対して認定証を交付し、当該規定に適合しないものと認めるとき、又は当該規定に適合するかどうかを決定することができない正当な理由があるときにあってはその旨及びその理由を記載した通知書を当該通知をした国の機関等に対して交付しなければならない。

(第 4 項 及 び 第 5 項 省 略)

- 6 市長は、国又は地方公共団体の建築物等が第 24 条 第 21 条の規定又は第 30 条 第 4 項 第 27 条 第 4 項の規定により許可に付された条件に違反すると認める場合においては、直ちに、その旨を当該建築物等を管理する国の機関等に通知し、第 26 条 第 1 項 第 23 条 第 1 項に規定する必要な措置をとるべきことを要請しなければならない。

(工 事 現 場 に お け る 認 定 の 表 示 等)

第 29 条 第 26 条 別表第 13(あ)欄に掲げる区域内の建築物の建築等又は工作物の建設等の工事の施工者は、当該工事現場の見やすい場所に、規則で定めるところにより、工事主、設計者、工事施工者（建築物等に関する工事の請負人又は請負契約によらないで自らその工事をする者をいう。以下この章において同じ。）及び工事の現場管理者の氏名又は名称並びに当該工事に係る計画について第 25 条 第 22 条 第 2 項 第 2 項又は前条第 3 項の規定による認定があった旨の表示をしなければならない。

- 2 別表第 13(あ)欄に掲げる区域内の建築物の建築等又は工作物の建設等の工事の施工者は、当該工事に係る第 25 条 第 2 項 第 22 条 第 2 項又は前条第 3 項の規定による認定を受けた計画の写しを当該工事現場に備えて置かなければならない。

(適 用 の 除 外)

第 30 条 第 27 条 第 24 条 第 21 条から前条までの規定（第 10 号又は第 11 号に掲げる建築物等又はその部分にあつては、第 4 項の規定により許可に付された条件に違反する建築物等に関する第 26 条、第 27 条及び第 28 条 第 23 条、第 24 条及び第 25 条 第 6 項 第 6 項の規定を除く。）は、次に掲げる建築物等又はその部分については、適用しない。

(第1号から第6号まで省略)

- (7) 別表第13(あ)欄に掲げる区域内の建築物等又はその部分で、別表第12(あ)欄それぞれ同表(え)欄に掲げるもの
- (8) 市長が、第24条第21条の規定による建築物等の形態意匠の制限の内容に照らし、明らかに第25条第2項又は第28条第3項第22条第2項又は第25条第3項の規定による認定を受けさせる必要がない建築物等又はその部分であると認めたもの

(第9号から第11号まで省略)

- 2 第24条第21条の規定の施行若しくは適用又は地区計画が変更された際に現に存する建築物等又は現に建築等の工事中の建築物若しくは建設等の工事中の工作物が、同条の規定に適合しない場合又は同条の規定に適合しない部分を有する場合においては、当該建築物等又はその部分に対しては、同条から前条までの規定は、適用しない。
- 3 前項の規定は、次のいずれかに該当する建築物等又はその部分に対しては、適用しない。

(第1号省略)

- (2) 地区計画の変更前に第24条第21条の規定に違反している建築物等又はその部分
- (3) 第24条第21条の規定の施行若しくは適用又は地区計画が変更された後に増築、改築又は移転の工事に着手した建築物等
- (4) 第24条第21条の規定の施行若しくは適用又は地区計画が変更された後に外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更の工事に着手した建築物等の当該工事に係る部分
- (5) 第24条第21条の規定に適合するに至った建築物等又はその部分

(第4項及び第5項省略)

(報告及び立入検査)

第31条
第28条 (本文省略)

第6章 雑則
第5章

(手数料)

第32条
第29条 次に掲げる許可を受けようとする者は、申請の際、1件につき33,000円の手数料を納付しなければならない。

(第1号省略)

(2) 第30条第1項第11号
第27条第1項第11号の規定に基づく許可

2 次に掲げる許可を受けようとする者は、申請の際、1件につき27,000円の手数料を納付しなければならない。

(1) 第19条第4項第2号
第16条第4項第2号から第4号までの規定に基づく許可

(2) 第30条第1項第10号
第27条第1項第10号の規定に基づく許可

(第3項及び第4項省略)

(委任)

第33条
第30条 (本文省略)

第7章 罰則
第6章

第34条
第31条 次のいずれかに該当する者は、500,000円以下の罰金に処する。

(第1号から第4号まで省略)

(5) 第25条第1項
第22条第1項の規定に違反して、申請書を提出せず、又は虚偽の申請書を提出した者

(6) 第25条第5項
第22条第5項の規定に違反して、建築物の建築等又は工作物の建設等の工事をした者

(7) 第26条第1項
第23条第1項の規定による市長の命令に違反した者

(第2項省略)

第35条
第32条 次のいずれかに該当する者は、300,000円以下の罰金に処する。

- (1) 第16条第1項の規定に違反した者
- (2) 第16条第3項の規定により許可に付された条件に違反した者
- (3) 第17条第1項又は第22条第1項の規定による市長の命令に違反した者
(1) 第19条第1項
- (4) 第18条第1項、第23条第1項又は第31条第1項の規定による
(2) 第20条第1項又は第28条第1項報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- (5) 第18条第2項の規定による立入検査若しくは立入調査又は第
(3) 第20条第1項又は第28条第1項
23条第1項若しくは第31条第1項の規定による立入検査を拒み、妨げ、又は忌避した者
- (6) 第29条の規定に違反して、認定があった旨の表示をせず、又
(4) 第26条は認定を受けた計画の写しを備えて置かなかった者

第36条
第33条 (本文省略)

別表第1 適用区域(第3条)

名 称	区 域
(省 略)	
青葉鴨志田地区地区整備 計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された横浜国際 港都建設計画青葉鴨志田地区地区計画において地区整備計画 が定められている区域

別表第2 建築物の用途の制限(第5条)

(あ)	(い)	(う)
区 域	地 区	建築してはならない建築物
(省 略)		
		1 1階を住宅、共同住宅、寄宿舍又は下宿の用に供するもの(1階の住宅、共同住宅、寄宿舍又は下宿の用

元町仲通り街 並み誘導地区 地区整備計画 区域	元町通り側地 区 A	<p>に供する部分が廊下又は広間の類、階段、エレベーターその他これらに類するもののみであるもの並びに^市横道山下町第135号線及び第139号線（以下「元町通浜市道山下町第395号線及び第397号線」という。）に接しない敷地にあるものを除く。）</p> <p>2 自動車教習所</p> <p>3 マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの</p> <p>4 カラオケボックスその他これに類するもの</p> <p>5 倉庫業を営む倉庫</p> <p>6 危険物の貯蔵又は処理に供するもの（自己の使用のための貯蔵施設その他これに類するものを除く。）</p> <p>7 キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの</p> <p>8 個室付浴場業に係る公衆浴場その他これに類する令第130条の9の2に規定するもの</p>
	元町通り側地 区 B	
（省 略）		
（省 略）		
たまプラ - ザ 駅周辺地区地	（省 略）	
	B 1 地区	<p>1 <u>市道新石川第82号線又は第84号線</u>に接する敷地に<u>市道元石川第39号線又は第226号線</u>においては、地階又は1階を住居の用に供するもの（地階又は1階の住居の用に供する部分が廊下又は広間の類、階段、エレベーターその他これらに類するもののみであるものを除く。）</p> <p>2 法別表第2(ニ)項第2号に掲げる工場</p> <p>3 マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの（^{市道}市道新石川第82号線又は第84号線に敷地が接するものを元石川第39号線又は第226号線除く。）</p> <p>4 倉庫業を営む倉庫</p>
	B 2 地区	<p>1 <u>市道新石川第82号線又は第84号線</u>に接する敷地に<u>市道元石川第39号線又は第226号線</u>においては、地階又は1階を住居の用に供するもの（地階又は1階の住居の用に供する部分が廊下又は広間の類、階段、エレベーターその他これらに類するもののみであるものを除く。）</p>

<p>区整備計画区域</p>		<p>2 法別表第 2 (に)項第 2 号に掲げる工場 3 マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの (<u>市道</u> <u>市道</u> <u>新石川第82号線又は第84号線</u> に敷地が接するものを <u>元石川第39号線又は第226号線</u> 除く。)</p>
	<p>C 地 区</p>	<p>1 <u>市道新石川第82号線</u> に接する敷地においては、<u>市道元石川第226号線</u> 階又は 1 階を住居の用に供するもの (地階又は 1 階の住居の用に供する部分が廊下又は広間の類、階段、エレベーターその他これらに類するもののみであるもの及びこの項の規定の施行の際現に建築物の敷地として使用されている土地で路地状部分の幅員が 5 メートル以下であるもののみを建築物の敷地として使用するものを除く。) 2 法別表第 2 (に)項第 2 号に掲げる工場 3 マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの (<u>市道</u> <u>市道</u> <u>新石川第82号線</u> に敷地が接するものを除く。) <u>元石川第226号線</u></p>
<p>(省 略)</p>		
<p>青葉鴨志田地区地区整備計画区域</p>	<p>A 地 区 B 地 区 C 地 区</p>	<p>1 住宅 2 共同住宅、寄宿舎又は下宿 3 神社、寺院、教会その他これらに類するもの 4 老人ホーム、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの 5 公衆浴場 6 店舗で床面積の合計が 500 平方メートルを超えるもの 7 老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの 8 ポーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する令第 130 条の 6 の 2 に規定する運動施設 9 自動車教習所 10 マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの 11 カラオケボックスその他これに類するもの 12 自動車車庫 (建築物に附属するものを除く。)</p>

市第 13 号

		13 倉庫業を営む倉庫 14 自動車修理工場 15 法別表第 2 (㉔)項第 1 号に掲げる工場
	D 地 区	次に掲げる建築物以外のもの 1 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する令第 130条の 4 に規定する公益上必要なもの 2 前号の建築物に附属するもの

(備 考 省 略)

別表第 3 建築物の容積率の最高限度 (第 6 条)

(あ)	(い)	(う)
区 域	地 区	建築物の容積率の最高限度
(省 略)		
青葉鴨志田地区地区整備計画区域	A 地 区	10分の13
	B 地 区	
	C 地 区	
	D 地 区	10分の 5

別表第 5 建築物の建ぺい率の最高限度 (第 7 条)

(あ)	(い)	(う)
区 域	地 区	建築物の建ぺい率の最高限度
(省 略)		
青葉鴨志田地区地区整備計画区域	A 地 区	10分の 5
	B 地 区	
	C 地 区	
	D 地 区	10分の 3

別表第 6 建築物の敷地面積の最低限度 (第 8 条)

(あ)	(い)	(う)	(え)
区 域	地 区	建築物の敷地面積の最低限度	適用の除外
(省 略)			
			次のいずれかに該当する

元町仲通り街 並み誘導地区 地区整備計画 区域	元町通り側地 区 A	30平方メートル	土地 1 <u>市道山下町第141号線</u> 横浜市道山下町第396 <u>及び第203号線</u> (以 号線及び第398号線 下「仲通り」という。)) に接しないもの 2 公衆便所、巡査派出所 その他これらに類する公 益上必要な建築物の敷地 として使用するもの
	元町通り側地 区 B 山手側地区 C 山手側地区 D		
(省 略)			

(備 考 省 略)

別表第 7 壁面の位置の制限 (第 9 条)

(あ)	(い)	(う)	(え)
区 域	地 区	壁面の位置の制限	適用の除外
(省 略)			次のいずれかに該当する 建築物又は建築物の部分 1 外壁又はこれに代わる 柱の中心線の長さの合計 が3メートル以下である もの 2 物置その他これに類す る用途 (自動車車庫を除 く。) に供し、軒の高さ が2.3メートル以下で、 かつ、床面積の合計が5 平方メートル以内である もの 3 自動車車庫の用途に供 し、軒の高さが2.3メー トル以下であるもの
泉西田第二地 区地区整備計 画区域	(省 略)		
	C 地 区	建築物の外壁又はこれに 代わる柱の面から当該建築 物の敷地と横浜国際港都建 設計画道路 3・4・40号岡 津線又は <u>市道岡津第242号</u> <u>市道岡津第411号</u> 線との境界線までの距離は線 2メートル以上とし、その 他の前面道路の境界線又は 隣地境界線までの距離は 1 メートル以上とする。	
(省 略)			
(省 略)			次のいずれかに該当する 建築物又は建築物の部分
(省 略)			

<p>たまプラーザ 駅周辺地区地 区整備計画区 域</p>	<p>B 1 地 区 B 2 地 区 C 地 区</p>	<p>建築物の外壁又はこれに 代わる柱の面は、計画図に 示す壁面の位置の制限を超 えて建築してはならない。</p>	<p>1 外壁又はこれに代わる 柱の中心線の長さの合計 が3メートル以下である もの(<u>市道新石川第35号</u> <u>市道元石川第249</u> <u>線、第126号線、第134号</u> <u>号線、第250号線、第256</u> <u>線又は第135号線</u>に敷 号線又は第322号線 地が接するものに限る。) 2 物置その他これに類す る用途(自動車車庫を除 く。)に供し、軒の高さ が2.3メートル以下で、 かつ、床面積の合計が5 平方メートル以内である もの(<u>市道新石川第35号</u> <u>市道元石川第249</u> <u>線、第126号線、第134号</u> <u>号線、第250号線、第256</u> <u>線又は第135号線</u>に敷 号線又は第322号線 地が接するものに限る。) 3 自動車車庫の用途に供 し、軒の高さが2.3メー トル以下であるもの(<u>市</u> <u>市</u> <u>道新石川第35号線、第12</u> <u>道元石川第249号線、第2</u> <u>6号線、第134号線又は第</u> <u>50号線、第256号線又は</u> <u>135号線</u>に敷地が接す 第322号線 るものに限る。) 4 公共用歩廊 5 公共用歩廊に昇降する ためのエレベーター、階 段又はスロープ</p>
(省 略)			
<p>青葉鴨志田地</p>		<p>建築物の外壁又はこれに</p>	

区地区整備計画区域	C 地 区	代わる柱の面から前面道路の境界線までの距離は、10メートル以上とする。
-----------	-------	-------------------------------------

(備 考 省 略)

別表第 8 建築物の高さの最高限度 (第 10 条)

(あ)	(い)	(う)	(え)
区 域	地 区	建築物の高さの最高限度	適用の除外
(省 略)			
(省 略)			
ヨコハマポ - トサイド地区 地区整備計画 区域	(省 略)		
	B 1 (1)	55メートル	
	B 1 (1) B 1 (2)	120メートル	
	(省 略)		
(省 略)			
(省 略)			
新山下第一地 区地区整備計 画区域	A 地 区	1 次号に該当しない場合にあっては、20メートル 2 次に掲げる条件に該当する場合にあっては、31メートル (1) 建築物の敷地面積が5,000平方メートル以上であること。 (2) 建築物の高さ20メートルを超える部分が、 <u>市道山下町第96号線及市道新山下第2号線、 び第160号線並びに市道新山下第3号線、 道新山下第8号線及び市道新山下第4号線及 第18号線</u> び市道新山下第5号線の道路境界線からの水平距離がそれぞれ20メ	
	B 地 区		

		<p>ートルを超える区域内にあること。</p> <p>(3) 建築物の高さ20メートルを超える部分を計画図に示す a a 軸を含む鉛直面に垂直に投影したものの水平方向の長さの合計が、当該建築物の敷地を同面に垂直に投影したものの水平方向の長さの4分の1以下であること。</p>	
(省 略)			
		<p>1 次号に該当しない場合にあつては、31メートル</p> <p>2 次に掲げる条件に該当する場合にあつては、45メートル</p> <p>(1) 建築物の建ぺい率が10分の8以下であること。</p> <p>(2) 次のアからエまでのいずれかに該当する日常一般に開放された空地(当該空地の直上に建築物又は建築物の部分(ひさしその他これに類するもののみの部分を除く。)がないものに限る。以下この項において同じ。)又はオに該当する日常一般に開放された建築物の部分(ひさしその他これに類するもののみの部分を除く。)を有し、当該空地の水平投影面積及び当該建築物の部分の床面の水平投影面積を合計</p>	

した面積（自動車の通行の用に供する部分又は自動車若しくは自転車の駐車の用に供する部分を有する場合にあっては、当該部分の面積を除く。また、次のアからエまでに重複して該当する部分を有する場合にあっては、当該重複する部分の面積は重複して算入しない。）の敷地面積に対する割合（以下この項において「公開空地率」という。）が、10分の1以上であること。

ア 市道山下本牧磯子

線又は 市道山下町第
市道山下町第
132号線に接し、か
219号線

つ、計画図に示す歴史的建造物の部分を除き当該道路に沿って連続して設けられる幅員が3メートルの歩行者の通行の用に供する空地で、当該道路の歩道の部分との段差がないもの

イ 市道山下本牧磯子

線又は 市道山下町第
市道山下町第
132号線以外の道路
219号線

の道路境界線からの水平距離が3メートル以内の区域において、当該道路に接し

次に掲げる条件に該当する建築物

- 1 山下公園通り地区地区整備計画区域の項(ウ)欄第2号(1)及び(3)の条件に該当すること。
- 2 山下公園通り地区地区整備計画区域の項(ウ)欄第2号(2)アからエまでのい

山下公園通り

地区地区整備
計画区域

、かつ、計画図に示す歴史的建造物の部分を除き当該道路に沿って連続して設けられる幅員が0.5メートル以上の歩行者の通行の用に供する空地で、当該道路の歩道の部分との段差がないもの

ウ 市道山下本牧磯子線の道路境界線からの水平距離が15メートル以内の区域において、アに掲げる空地に接して設けられる空地（当該道路の歩道の部分との高低差が1.5メートル以内のものに限る。）で、一箇所で50平方メートル以上の水平投影面積を有するもの

エ 道路に一箇所で6メートル以上接し、又は幅員4メートル以上の通路で道路に接続し、かつ、最小幅員が6メートル以上の空地（当該道路の歩道の部分との高低差が6メートル以内のものに限る。）で、一箇所で500平方メートル以上の水平投影面積を有するもの

ずれかに該当する日常一般に開放された空地又は同号(2)オに該当する日常一般に開放された建築物の部分の有し、公開空地率が、10分の1.5以上であること。

3 建築物の高さ45メートルを超える部分を住居の用に供しないこと。

		<p>オ 道路に一箇所で 6 メートル以上接し、又は幅員 4 メートル以上の通路で道路に接続する建築物の部分（当該部分の床面の最小幅員が 6 メートル以上で、当該床面から天井までの高さが 12 メートル以上であり、かつ、当該床面と当該道路の歩道の部分との高低差が 6 メートル以内のものに限る。）で、当該部分の床面の水平投影面積が一箇所で 500 平方メートル以上であるもの</p> <p>(3) 建築物の高さ 20 メートルを超える部分の外壁又はこれに代わる柱の面から隣地境界線までの水平距離が、3 メートル以上であること</p> <p>。</p>	
(省 略)			
青葉鴨志田地区地区整備計画区域	A 地 区	31メートル	
	B 地 区	20メートル	
	C 地 区	10メートル	
	D 地 区		

(備 考 省 略)

別表第 11 緑地の保全（第 16 条）

(あ)	(い)
区 域	緑地の保全のための制限が適用される区域
青葉鴨志田地区地区整備 計画区域	計画図に示す樹林地、草地等の区域

（備考）

この表において「計画図」とは、都市計画法第 14 条第 1 項に規定する計画図をいう。

別表第 12 建築物の緑化率の最低限度（第 19 条）
別表第 11（第 16 条）

(あ)	(い)	(う)	(え)
区 域	地 区	建築物の緑化率の最低限度	適用の除外
（省 略）			
青葉鴨志田地 区地区整備計 画区域	A 地 区 B 地 区 C 地 区	100分の15	

（備考省略）

別表第 13 建築物等の形態意匠の制限（第 24 条・第 30 条）
別表第 12（第 21 条・第 27 条）

(あ)	(い)	(う)	(え)
区 域	地 区	第24条に基づく制限となら 第21条に ないもの	適用の除外
（省 略）			
青葉鴨志田地 区地区整備計 画区域	A 地 区 B 地 区 C 地 区 D 地 区		

（備考省略）

緑の環境をつくり育てる条例（抜粋）

（~~上段~~ 改正案）
（~~下段~~ 現行）

（緑化等推進計画に関する協議）

第9条（第1項及び第2項省略）

3 前2項の規定は、次のいずれかに該当する場合には、適用しない。

- (1) 当該建築物の建築又はその用に供する目的で行う開発行為について、横浜市開発事業の調整等に関する条例（平成16年3月横浜市条例第3号）第17条第1項の規定が適用される場合（当該建築物の敷地のすべてが都市緑地法（昭和48年法律第72号）第34条第1項に規定する緑化地域又は横浜市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例（平成3年12月横浜市条例第57号）~~別表第12(あ)欄~~に掲げる区域（当該区域に係る地区整備計画（都市計画法（昭和43年法律第100号）第12条の5第2項第3号に掲げる地区整備計画をいう。）において、当該区域を2以上の地区に区分している場合にあっては、同表(イ)欄に掲げる地区）に含まれる場合を除く。）

（第2号省略）

横浜市緑化地域に関する条例（抜粋）

（~~上段~~ 改正案）
（~~下段~~ 現行）

（手数料）

第4条 法第35条第3項各号に規定する許可を受けようとする者は、申請の際、1件につき27,000円の手数料を納付しなければならない。ただし、一の建築物について、同項第1号に規定する許可

を受けようとする者が同時に横浜市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例（平成3年12月横浜市条例第57号。以下「地区計画条例」という。）~~第19条第4項第2号~~~~第16条第4項第2号~~に規定する許可を受けようとする場合、法第35条第3項第2号に規定する許可を受けようとする者が同時に地区計画条例~~第19条第4項第3号~~~~第16条第4項第3号~~に規定する許可を受けようとする場合及び法第35条第3項第3号に規定する許可を受けようとする者が同時に地区計画条例~~第19条第4項第4号~~~~第16条第4項第4号~~に規定する許可を受けようとする場合は、この限りでない。

（第2項及び第3項省略）

横浜市開発事業の調整等に関する条例（抜粋）

（~~上段 改正案~~
下段 現 行）

（同意の基準等）

第18条 （第1項省略）

2 開発事業の同意の基準は、次のとおりとする。

（第1号から第3号まで省略）

- (4) 開発事業区域の面積が1,000平方メートル以上の開発事業で一戸建ての住宅以外の建築物の建築を目的とするものについてはアに定めるところにより、開発事業区域の面積が1,000平方メートル未満の開発事業及び開発事業区域の面積が1,000平方メートル以上の開発事業で一戸建ての住宅の建築を目的とするものについてはア又はイに定めるところにより、建築物（第2条第2号アに掲げる開発事業にあつては、予定される建築物とする。以下この号において同じ。）の敷地（第2条第2号エに掲げる

開発事業にあつては、宅地造成に係る宅地の区域とする。以下この号において同じ。)内(当該建築物の屋上、空地その他の屋外に限る。)において緑化又は既存の樹木の保存(以下「緑化等」という。)を行うこと。ただし、開発事業区域のすべてが都市緑地法(昭和48年法律第72号)第34条第1項に規定する緑化地域に含まれる開発事業(第2条第2号ア若しくはイに掲げるもののうち敷地面積が500平方メートル以上の建築物の建築を目的とする部分又は同号ウに掲げるものに限る。)、開発事業区域のすべてが横浜市風致地区条例(昭和45年6月横浜市条例第35号)第5条第6号の規定の適用を受ける宅地の造成等(同条例第2条第1項第3号に規定する宅地の造成等をいう。)に係る土地の区域に含まれる開発事業又は開発事業区域のすべてが横浜市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例(平成3年12月横浜市条例第57号)別表第12(あ)欄に掲げる区域(当該区域に係る地区整備計画において、当該区域を2以上の地区に区分している場合にあつては、同表(い)欄に掲げる地区)に含まれる開発事業(第2条第2号アからウまでに掲げるものに限る。)については、この限りでない。

(ア、イ、第5号から第9号まで及び第3項省略)

横浜市都市美対策審議会条例(抜粋)

(上段 改正案
下段 現 行)

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じて、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について審議する。

(第1号から第4号まで省略)

- (5) 横浜市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例(平成3年12月横浜市条例第57号) 第25条第3項、第28条第4項及び第30条第5項 第22条第3項、第25条第4項及び第27条第5項の規定に基づく市長への意見の提出に関すること。

(第6号、第7号及び第2項省略)